

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
2月12日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 萩都市計画道路の変更(都市計画課).....一
- 公告
やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定(県民生活課).....二
- 県営清末地区湛水防除事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....二
- 選管告示
政治団体の名称等.....二
- 政治団体の異動事項.....二
- 解散等に係る政治団体の名称等.....二
- 資金管理団体の名称等.....三
- 資金管理団体の異動事項.....三
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する告示の一部改正.....四

山口県告示第五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政



名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイリーデンタルクリニック	山口市小郡黄金町七番六六号	令和三、二、一
医療法人社団しまもと歯科医院	山陽小野田市中央二丁目四番一九号	一、五
アーチ薬局	岩国市山手町二丁目一八番一〇号	一

山口県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、萩都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び萩市土木建築部都市計画課に備えて縦覧に供する。

令和三年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画道路一・四・一萩三隅道路
- 二 変更の内容
区域の変更
- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画道路一・五・二大井萩道路
- 二 変更の内容
路線の追加
- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画道路三・三・二大屋土原線
萩都市計画道路三・四・三土原新川線
- 二 変更の内容
構造の変更



(四一) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定

山口県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二一 山口市大殿大路一三五番地二
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
(四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。
(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(四二) 県営清末地区湛水防除事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営清末地区湛水防除事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営清末地区湛水防除事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年二月十五日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
女性の市長をつくる会	梶山由紀江	眞崎 久子	下関市中之町7番7号		令和3、25
白井健一郎後援会	西村 公一	白井 博文	山陽小野田市日の出4丁目2番5号		〃 〃 18
水車かずお後援会	木原百合雄	水津美登里	萩市大井2007の7		〃 〃 26
萩宗友会	森田 宗和	森田 紋加	〃 大字権2817の3		〃 〃 19
よねや又由後援会	米弥 又由	米弥 啓子	長門市西深川2749の1		〃 〃 29

山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異年月日)
			新	旧	
井原健太郎後援会	井原健太郎	事務所	柳井市南町4丁目2番18号	柳井市南町1号5丁目7番5号	令和3、11
岩田淳司後援会	岩田 淳司	代表者 会計責任者	岩田 淳司	岡本 修二	〃 〃 15
幸福実現党山口東部後援会	早稲田祥太郎	〃	大場 茂樹	富永 智裕	〃 〃 14
松陰至誠塾	早田 清人	代表者	早田 清人	木村 泰啓	〃 〃 18
		会計責任者	〃	〃	
地域政党やまぐちの風	竹中 一郎	事務所	地域政党やまぐちの風	山口維新の会	〃 〃 1
		事務所	下関市山の田北町2番122号	下関市篠山町2番12号	〃 〃 25
日本第一党山口県本部	野澤 純一	事務所	〃	〃	〃 〃 25

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
イージスやめて変えよう山口	廣兼 捷晃	山中 修	萩市大字江向56	令和2、12、31
兼重元後援会	石田 高保	末次 康夫	周南市大字富田2911	〃 〃 28
土橋あきよし後援会	山本 順次	津島 茂美	光市大字岩田2207の12	〃 〃 27

松井みねお後援会	松井 岑雄	松井 高子	大島郡周防大島町大字戸田322	〃 〃 11、14
渡辺やすし後援会	渡辺 靖志	渡辺裕美子	防府市千日2丁目15番20号	〃 〃 12、31

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (届年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
米弥 又由	長門市議会議員	よねや又由後援会	長門市西深川12749の1	米弥 又由	令和3、1、27

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (異年月日)
			新	旧	
井原健太郎	井原健太郎後援会	事務所	柳井市南町4丁目2番18号	柳井市南町1号5丁目7番5号	令和3、11

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
松井 孝雄	松井みねお後援会	令和2、11、14

山口県選挙管理委員会告示第十五号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

令和三年二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「山口市徳地老人福祉センター」
徳地島地二〇九七の一
を削る。

令和三年二月十二日印刷
令和三年二月十二日発行

発行人所

山口県知事庁